

1. 政策提案の名称

「市民投票制度に関する市民提案」

2. 政策提案の目的・理由

流山市自治基本条例第 17 条（市民投票）第 3 項では、「市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます」とあるように、常設型の市民投票を規定しています。

市の前期実施計画では平成 26 年度に市民投票条例策定予定としていました。が、その後庁内検討ということで策定時期は明確にされていませんが、近い将来、常設型市民投票条例を策定することと私たち市民は認識しています。こういう背景のもとに、他市での最近の市民投票制度や制定に関する動向を調査し、また条例を収集して、その課題を分析した結果を踏まえて、自治基本条例に則り、市民投票条例の策定を求めて市民提案を致します。

自治体は通常、首長と議会が市民の意見を聞きながら政策決定をしていくこととなっていますが、重要なことは市民が直接関与していく、あるいは、重要政策について首長や議会の意思と市民の意思が異なる場合、市民投票制度は市民が主権者としての意思を投票によって示すことができる大切な手段です。

なにか問題が起こってから個別の市民投票条例の直接請求を行う場合は、議会の決定に異議を唱えるようなケースは否決されることが多く、これまでの事例の 8 割が否決となっています。

そのようなことがないように、個別具体的問題が発生していないうちに常設型の条例の策定が必要です。そして、代表者を選ぶ選挙とは違った原理と仕組みの中で、個別案件ごとにかぎって投票しか最終的に市民の意思を確認する方法がもはやない場合、市民意思を直接に確かめ集約するシステムを持つておく必要があります。

3. 政策提案の内容

① 流山市における市民投票の基本的考え方(理念・位置づけ)

・「市民自治のまち・流山」の一つの象徴的制度である。市民自治の原理原則である直接民主主義を体現するもの。

・市民の多様な意見の把握、政策提案機能等、議会の権能をよりよい形で発揮するための制度として位置付ける。(議会基本条例の前文の精神から・・・「流山市政は、流山市民の負託によるものであって、その権利の源は市民にある」

② 市民投票の対象事項は、予測しえない未来があることも含め、必要十分かつ最低限の表現で対象事項を記載することとする。

③ 投票資格年齢については 14 歳以上の市民

・中学生年齢(14 歳以上)の方が地域への密着度が高く、地元意識もあると思われるうちから、身近な市政への関心や自治への意識を高め醸成する必要がある。高校生年齢になると、市外へ通学する人達も増えて地元のまちへの意識が希薄になることが予想されるので、そ

れ以前に自分の暮らすまちへの関心度をあげ、市政への参加を体現していける重要な機会が必要と考える。また、将来に係わる重要課題が投票対象であることを考慮しても将来を担う世代が関わる必要がある。

また、自治基本条例第 12 条「子どもの意見表明の機会の保障」の具体的施策として必要。

※市民とは自治基本条例第 3 条の定義による「本市の住民基本台帳に記録されているもの」に則る。

④市民発議の署名数は市民投票資格者数の 1/8 から 1/10 とする。

- ・ 実際に市民が署名数を集められる可能な数であり、なおかつ発議の乱発を防ぐ点を考慮した結果、上記の範囲ということにした。地方自治法による議会の解散請求や長の解職請求に準じた 1/3,あるいは 1/4 という署名数を必要とする要件では、ハードルが高すぎて市民投票制度自体が機能しなくなると考えている。

⑤情報提供・情報共有については、市民も関わって分かりやすく、丁寧な情報提供ができる仕組みが必要である。行政からの一方的お知らせ広報では、その背景や過程、問題点を市民が把握できない恐れがあるので市民の視点が入った客観的情報提供が大事である。

- ・ (例) 無作為抽出公募市民が参加する「市民投票に関する情報提供委員会」などの設置

⑥市民投票の対象事項について様々な意見を持つ市民・議員(議会)・行政が一同に会する情報共有の場の設置が必要である。

- ・ (例) 新城市住民投票条例第 13 条の市民まちづくり集会

⑦投票運動については、基本的に公職選挙法とは異なり規制を緩くする方向とする。ただしモラルは維持できること。

- ・ (例) 我孫子市市民投票条例第 10 条「市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。」

⑧投票方法は、市民に分かりやすい賛否の 2 択とする。

⑨投票結果の取り扱いについては、首長、議会の判断の参考意見となる諮問型の限界をふまつつも、民意がより生かされる尊重義務規定にする必要がある。投票結果は投票率にかかわらず、開票することとする。

- ・ (例) 我孫子市市民投票条例第 14 条「市民投票において、一つの事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の 3 分の一以上に達したときには市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。」

⑩流山の特色を出すことについて

- ・若い世代の市民自治への関心を高め、投票率向上をめざすためにはインターネットを活用した新たな投票規程内容も検討する必要がある。

⑪その他の提案（記録の保存と公開）

- ・実際に市民投票が実施された後、投票に至るまでの経緯及び投票の方法と結果についての記録の公開及び保存をし、後世に伝えることとする。

4. 政策による予想される効果

- ・市民投票条例策定段階から、広く市民参加(無作為抽出等の市民参加を含む)を行うことにより幅広い市民の自治意識の醸成になり市政への関心が高まる。
- ・市民投票条例策定時に上記の政策提案内容が具体的に盛り込まれることにより、主権者市民の意思を具体的に示す方法としての質が高まり、民主主義を深めることができる。
- ・具体的問題が発生していないときに制度設計をすることにより、市民・議会・行政の3者が冷静に制度設計ができる。
- ・制度として確立しておくことにより、市民誰でもが必要な時に使いこなすことができる。
- ・市民投票が実施された場合、多くの市民の判断により公共的な意思が形成されバランスのとれた政策判断となりうる。
- ・市民投票条例策定から実施まで、「市民自治のまち・流山」としてそれぞれの立場で市民自治を学ぶことができ、流山市の民度を更に向上させるよりよい機会となる。

5. 政策の実施に要する費用の額及び内訳

- ・市民提案そのものを実施するための特別な費用は要しない。

6. 提案に至るまでの経緯

- ・2014年(平成26年)11月29日に、不特定多数の市民を対象に「市民投票条例学習会」を市民自治をすすめる会主催で開催。

我孫子市の元市長福嶋浩彦さんを講師に迎え、我孫子市の市民投票条例の基本理念である市民自治について及び市民投票条例を策定するまでの経緯とその考え方等について学ぶ。

- ・その後、学習会の参加者に呼びかけて政策提案をするためのワークショップを4回開催する。

第1回：12月13日 自治体の市民投票に関する事例検討及び、流山市の自治と民主主義を深める市民投票制度の提案づくりに向けて重点的に検討したいことを書き出し、発表する。

第2回：1月31日 前回の重点項目9点について参加者の全意見と議論のポイントを話し合う。他市の条例などを参考にしながら論点についてより深め、まとめの方向性を整理する。

第3回：3月7日 各地の市民投票の状況に関する情報交換と情報共有を図る。再度重要論点に関する検討を全体で行う。

第4回：5月9日 これまでのワークショップの成果をふまえ、全体構成と重要論点を中心に整理し、政策提案にまとめる。

7. 参考資料の名称

- ・住民投票の実施状況 総務省自治行政局
- ・住民投票制度の調査・研究 茅ヶ崎市
- ・我孫子市市民投票条例
- ・新城市住民投票条例
- ・流山市自治基本条例
- ・最近の各地の住民投票の状況に関する情報（新城市、所沢市、与那国町、つくば市等）